

その他の環境への配慮

施設の運転に伴う騒音や振動、悪臭についても一部の拠点で規制対象となっていますが、法令や条例等に基づいて適切な測定と管理を行い、規制基準を下回る環境を維持しています。

騒音・振動の定期的な測定

原子力機構では、施設を運転するために原動機を使用しています。その原動機から発生する騒音について、6拠点について敷地境界において測定した結果は、全て騒音規制法や各自治体の県条例の規制基準以下でした。

また、振動については、3拠点（うち2拠点は自主管理）の敷地境界において測定した結果、いずれも規制基準以下でした。

騒音測定結果（2013年度）

単位：dB

拠 点 名	特定施設*1 又は 特定建設作業	測定時間帯	規制基準	実測値 (敷地境界線の最大値)	規制区域	法 令 根 拠 等
那 珂 N E A T	空気圧縮機及び送風機	朝～昼	75	57	第5種区域	茨城県生活環境の保全等に関する条例
		朝～夕方	65	44.6	第3種区域	茨城県生活環境の保全等に関する条例
朝～夜間		55～60*2	51～54*3	その他の区域	福井県公害防止条例	
ふ げ ん		朝～夜間	55～60*2	46～50*3	その他の区域	福井県公害防止条例
関 西 研		朝～夜間	50～65*2	43.3～51*3	第3種区域	京都府木津川市との環境保全協定 （「京都府環境を守り育てる条例」を根拠に締結）
東 濃		コンクリートプラント を設けて行う作業	朝8:00～ 翌朝8:00	85	66	第2種区域

* 1 騒音規制法施行令第1条（特定施設）により、空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5 kW以上のもの）が該当します。

* 2 朝・昼・夕方・夜間によって規制基準がそれぞれ異なります。

* 3 もんじゅ、ふげん、関西研では朝・昼・夕方・夜間の4つの時間帯で測定しています。

振動測定結果（2013年度）

単位：dB

拠 点 名	特定施設*1	測定時間帯	規制基準*2	実測値 (敷地境界線の最大値)	規制区域	法 令 根 拠 等
も ん じ ゅ	空気圧縮機及び送風機	昼間、夜間	60～65*3	< 30	規制対象外	福井県公害防止条例
関 西 研		昼間、夜間	60～65	48.8	第2種区域	京都府木津川市との環境保全協定 （「京都府環境を守り育てる条例」を根拠に締結）
東 濃	該当なし	昼間、夜間	45～75*4	26	規制対象外	振動規制法、岐阜県公害防止条例

* 1 振動規制法施行令第1条（特定施設）により、圧縮機（原動機の定格出力が7.5 kW以上のもの）が該当します。

* 2 昼間、夜間で規制基準がそれぞれ異なります。

* 3 もんじゅは規制対象外ですが、第2種区域の値を自主的管理基準としています。

* 4 東濃は研究坑道掘削工事について、規制対象外ですが、自主的に管理目標値を設定しています。

悪臭の定期的な測定

悪臭は関西研のみが規制対象ですが、定期的に測定を行い、測定結果は全て規制基準以下でした。

悪臭測定結果（2013年度）

拠 点 名	測定種類	計量・分析項目	規制基準	実測値	法 令 根 拠 等
関 西 研	特定悪臭物質	トルエン	10 ppm	< 1 ppm	京都府木津川市との環境保全協定 （「京都府環境を守り育てる条例」を根拠に締結）
		キシレン	1 ppm	< 0.1 ppm	
	嗅 覚	臭気濃度*	10	< 10	
		臭気指数*	10	< 10	

* 臭気指数とは、人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化したものです。具体的には、試料を臭気を感じられなくなるまで無臭空気希釈したときの希釈倍率（臭気濃度）の対数値に10を乗じた値です。